意見書

令和４年１２月１日

総務省
総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課　御中

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長　増田悦子

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」 改正案に関する意見を提出します。

該当ページ	該当する記載	意見
Ｐ５	７　移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点 (1) 利用者に対する情報提供 ①　端末を販売する場合 ハ 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する事業者ごとの当該端末を使用した通話及びデータ通信の可否 ②　持込端末による役務契約を締結する場合 ロ 持込端末が自社に割り当てられた周波数帯のうち最も人口カバー率が高い周波数帯に対応していないものであるときは、それ以外の周波数帯により自社の通信サービ	国内で利用する端末がすべての MNO の周波数帯に対応いただいていれば、消費者は端末と通信サービスの組み合わせに悩むことはありませんが、残念ながら特定の MNO の周波数帯に特化した端末も流通しています。今後販売する端末は、各 MNO の主要な周波数帯に対応いただきたいです。 周波数帯は、平均的な消費者にとってはあまりなじみがないので端末や通信サービスを契約する時点において、特にデメリットとなる情報を簡潔にわかりやすく伝えていただきたいです。今回、日本地図を利用して説明する方法を提示いただきましたので、賛同します。

	スが利用できる区域を示した日本地図	
P６	(4) ＳＩＭロック以外の機能制限 ① 端末が対応する周波数帯の制限等 事業者が端末を調達する際に、当該端末の製造業者に対して、当該端末を使用して他の事業者の役務を利用する際にのみ利便性が低下するよう、当該端末が対応する周波数帯の制限等の当該端末の機能の制限を求めることは、利用者の利便を損なう可能性があり、また、事業者間の競争を阻害する可能性があるため、通常、適正かつ合理的なものとは考えられない。 したがって、これにより電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件（電気通信事業法第 29 条第１項第 12 号）に該当する。	賛同します。端末を長期間にわたって利用することや、持ち込み端末を用いて契約先事業者を乗り換えることは珍しくはありません。端末に利便を損なうような機能制限をつけることはやめていただきたいです。